

丸三製紙株式会社 一般事業主行動計画

(次世代育成法支対策推進法)

従業員が仕事と子育てを両立させることができる環境を整えるとともに、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日～令和6年3月31日まで

2. 内 容

■目標 1 (指針事項1(1)ア)

相談員の対応マニュアルを作成し、相談体制を整備する。

■対 策

- 令和 4年 8月～ 収集した情報をもとにリーフレットを作成する
- 令和 5年 1月～ 相談員教育の実施
- 令和 5年 4月～ 運用開始

■目標 2 (指針事項2(4))

地域の教育委員会等と連携し、家庭教育講座を開催する

■対 策

- 令和 5年 4月～ 実行委員会の設置
- 令和 5年 5月～ 教育委員会からの情報収集、打合せ
- 令和 5年 6月～ 実施テーマおよびカリキュラムの検討
- 令和 5年 9月～ 教育委員会との連絡・調整、カリキュラムの精査
- 令和 5年11月～ 広報活動
- 令和 5年12月～ 家庭教育講座の実施

以上